むつ市都市計画マスタープランの変更 (下水道整備に関する変更) 都市計画等に対する意見募集について

むつ市都市整備部都市計画課

2023.8 素案説明会

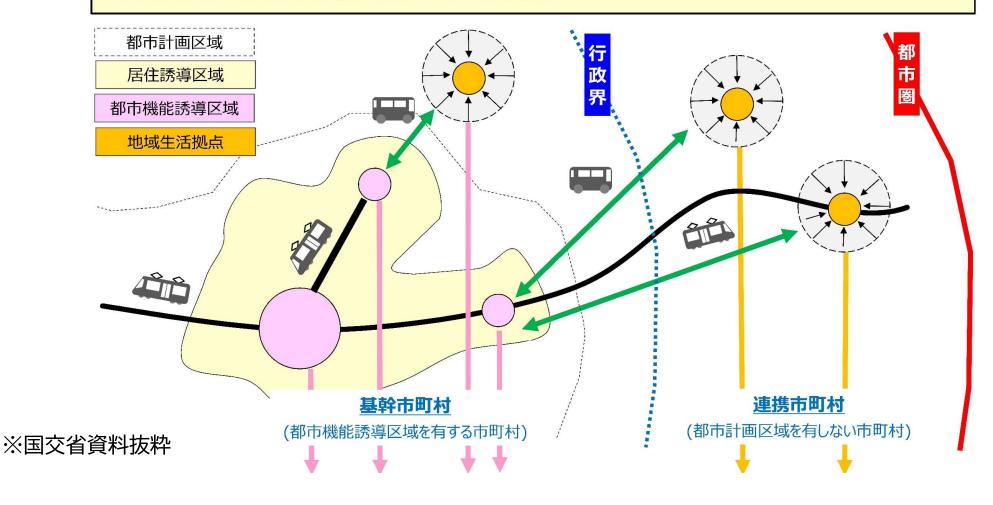
- 1. むつ市の都市計画等に関する最近の潮流
- 2. むつ市都市計画マスタープラン(都市マス)の変更(下水道整備に関する変更)について
- 3. 都市計画等に対する意見募集について

1. むつ市の都市計画等に関する最近の潮流

- 2. むつ市都市計画マスタープラン(都市マス)の変更(下水道整備に関する変更)について
- 3. 都市計画等に対する意見募集について

01 都市と地域の連携による立地適正化計画の進化

〇都市計画区域外に点在する郊外住宅地や既存集落における生活機能や居住機能を、地域生活拠点に集約・誘導することで、都市圏全体での実効性あるコンパクト化を推進。



02 下北半島都市圏広域的な立地適正化の方針の策定・公表

背景·課題

- ◆ 人口減少や少子高齢化が進む中、都市サービスや公共交通サービスの低下、生活サービス機能の維持が困難になる懸念。
- 複数の市町村による広域生活圏や経済圏において、定住自立圏 における中心市とその周辺自治体との間で、生活サービスの立 地や公共交通の充実等についての重要性。

広域的な立地適正化の方針の策定

- ◆和5年8月、1市2町3村により「下北半島都市圏広域的な立地適正 化の方針」を策定。
- これまでの「下北圏域定住自立圏」や「JR大湊線活性化協議会」などの 取組に加え、都市計画区域と都市計画区域外の連携強化による都市 機能の役割分担、都市施設の立地適正化、防災・減災を推進すること による「コンパクト・プラス・ネットワーク」による持続可能な都市圏の 実現。

都市と地域の多極連携型コンパクトシティの形成 ~海とともに生きる魅力と活力ある下北半島~



■ 誘導区域及び地域生活拠点の設定		
誘導区域	むつ市立地適正化計画の都市機能誘導区域	
地域生活拠点	各町村の都市機能施設が集積する区域	

誘導施設	むつ市立地適正化計画の誘導施設 ▶ 庁舎、病院、小・中学校、大学・短期大学、図書館等	
誘導施設相当施設	施設相当施設 各町村において維持・誘導を図る都市機能施設 2 役場、病院・診療所、小・中学校等	

■ 基幹的誘導施設の設定		
病院(むつ総合病院)	下北地域保健医療圏唯一の二次救急医療機関として、圏域内外の住民 の医療を支えている施設	
大学·短期大学	「青森明の星短期大学下北キャンパス」及び「青森大学むつキャンパス」がむつ市に開設され、広域的な高等教育機関として機能	

■ 公共交通を含む交通ネットワークに関する方針

「下北地域公共交通網形成計画」によるものとし、誘導区域と地域生活拠点を結ぶ公共交通ネットワークの形成を推進するほか、「JR大湊線活性化協議会」や「下北地域公共交通総合連携協議会」により、公共交通の利用促進や地域活性化方策の検討・実施に取り組む。

03 都市施設の整備に関する状況等の変化

1 下水道整備に関する状況の変化

令和5年1月、公共下水道の整備については、人口減少社会においても持続可能なまちとするため、都市経営コストの低減を図る観点から、令和5年度の新たな整備は実施しないこととし、令和6年度以降の整備については、整備中止を含め有識者による事業再評価を行うこととした。また、既存区域においては引き続き下水道の接続を促進しつつ、未整備区域については合併処理浄化槽の設置を促進していくとする方針が表明された。

2 ごみ焼却場整備の進捗に伴う状況の変化

令和5年7月、むつ市奥内地区で整備が進められている新ごみ焼却場について、名称が「クリーンセンターしもきた」に決定し、愛称も募集されている。また、現在は稼働が停止され、今後も再稼働の予定がない「大畑ごみ焼却場」が、現在まで都市施設として残ったままとなっている。このことから、施設名称の変更や都市施設の再整理が必要な状況となっている。

3 都市計画道路の整備に関する状況の変化

仲町小平舘線の市道部分については、既に街路以外の事業で歩行空間確保に着手している。また、 金曲金谷線の県道以外の部分については、未だに長期未着手路線として残っており、土地利用規 制がかかっているが、誘導区域内であることから、土地利用を促進していく必要がある状況と なっている。

- 1. むつ市の都市計画等に関する最近の潮流
- 2. むつ市都市計画マスタープラン(都市マス)の変更(下水道整備に関する変更)について
- 3. 都市計画等に対する意見募集について

主な変更点

 人口減少社会においても持続可能なまちづくりを推進するため、公 共下水道事業にこだわらず、様々な手法により水質汚濁の防止を推 進することとする方針を明確化。

- 都市計画法第18条の2の規定に基づいて、市町村が策定できる都市計画に関する基本的 な方針(マスタープラン)となります。
- おおむね20年後の都市の将来像「目指すべきまちの姿」を描きます。
- 各種まちづくり計画の中で、土地利用や都市施設づくりの分野を受け持ちます。
- また、その実現のための都市計画の基本的な方針となるもので、都市計画の決定や変更の 根拠となるものです。
- 一方で、マスタープランは具体の事業計画とはならず、拘束的なものでもありません。

第5章 地域別構想

- 5-2 地域別の将来像
- 5-2-3 むつ大湊地域
- (4) 地域づくりの整備・保全等の方針
- 2)都市施設の方針
- ③河川·下水道
 - ○公共下水道の未整備区域においては、計画的な整備を推進します。
 - →(修正)汚水処理施設の計画的な整備により、水質汚濁の防止を推進します。
- 4)地域づくりの方針

【全体構想】

- ■公共下水道の計画的な整備
 - →(修正)汚水処理施設の計画的な整備による、水質汚濁の防止を推進

第6章 実現化方策の検討

- 6-2 都市計画決定へ向けた基本的な考え方
- 6-2-2 都市施設
- (3) 下水道
- ○公共下水道区域は、<u>公共下水道事業を今後とも推進していく</u>ものとし、また、立地適正化計画と整合を図りつつ、社会状況などに応じて計画区域の見直しを行っていきます。
- →(修正)公共下水道区域は、<mark>公共下水道への接続を促進する</mark>ものとし、また、立地適正化計画と整合を図りつつ、社会状況などに応じて計画区域の見直しを行っていきます。
 - ○公共下水道区域外については、下水道類似施設などによる整備を検討します。
 - →(修正)公共下水道区域外については、

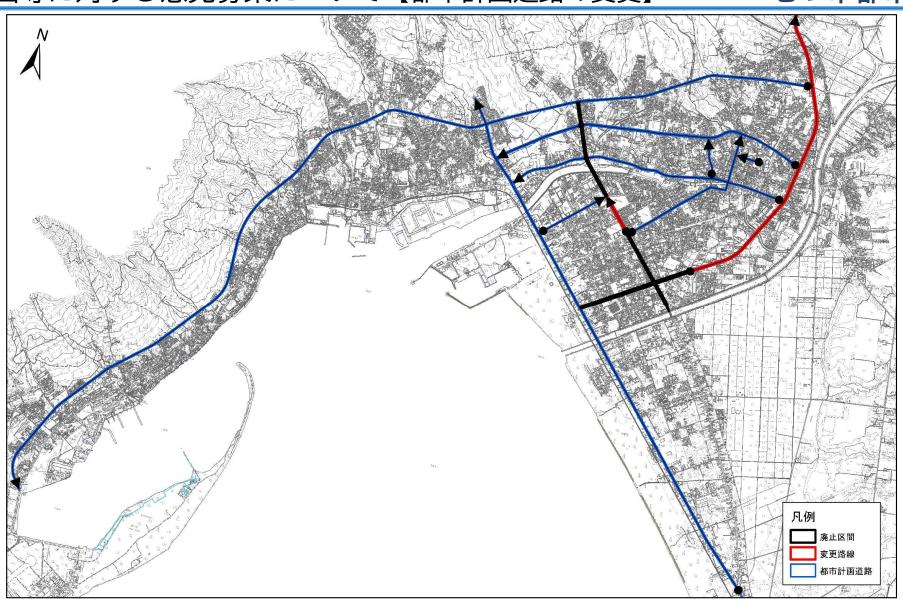
 合併処理浄化槽設置を促進します。

1. 説明会	令和5年8月7日
2. パブリックコメント	令和5年8月中旬~1ヶ月
3. むつ市都市計画審議会 諮問	令和6年2月(予定)
4. 都市計画マスタープランの公表	令和6年4月(予定)

スケジュールは変更する場合もあります。市ホームページにてご確認ください。

- 1. むつ市の都市計画等に関する最近の潮流
- 2. むつ市都市計画マスタープラン(都市マス)の変更(下水道整備の方針転換)について
- 3. 都市計画等に対する意見募集について

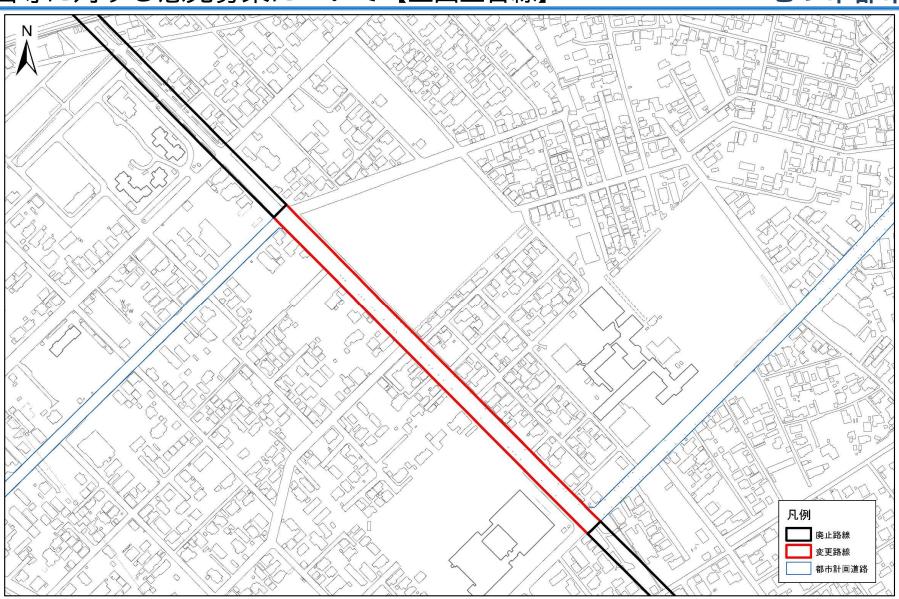
- ① 都市計画道路の変更
 - 仲町小平舘線の市道西町線部分の廃止
 - ▶ 金曲金谷線の県道以外の部分を廃止
- ② 都市計画ごみ焼却場の変更
 - ▶ アックスグリーンの名称を「下北地域一般廃棄物等処理施設」に変更
 - ▶ 稼働停止している大畑ごみ焼却場の廃止
- ③ 立地適正化計画の変更
 - ▶ 川内地区、脇野沢地区における地域生活拠点の設定
- ④ 都市計画基礎調査の結果を踏まえた変更
 - ▶ 今年度実施している都市計画基礎調査の結果から、都市の状況を分析し、都市計画マスタープランや用途地域等を変更

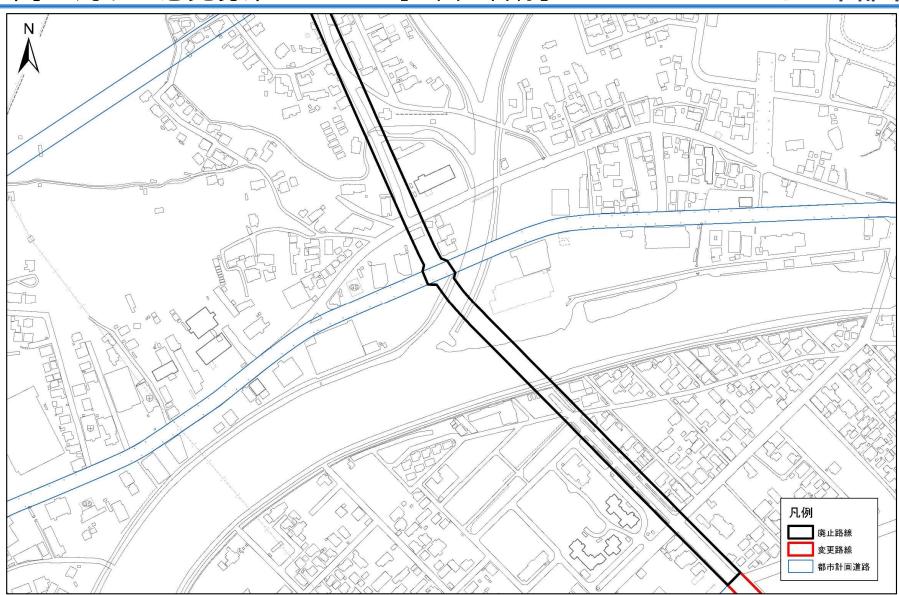


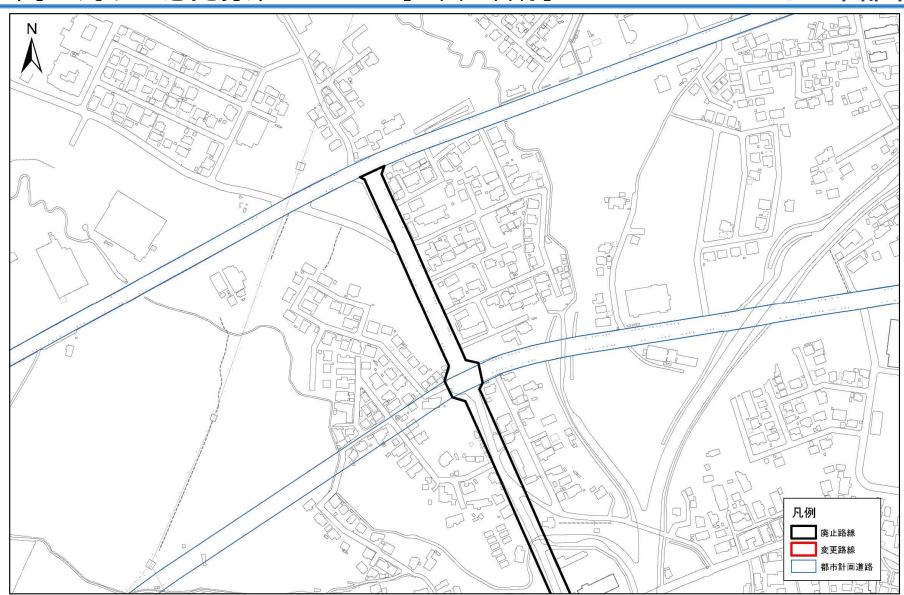


都市計画等に対する意見募集について【仲町小平舘線・金曲金谷線】 むつ市都市計画課









参考様式を作成していますので、よろしければご活用ください。

- 参考様式の入手方法
 - ▶ 市ホームページからのダウンロード、市本庁舎都市計画課窓口カウンター

記入必要事項

- 住所、氏名、電話番号
- 職業、お勤め先(任意)

意見提出方法は、郵送、Eメール、または直接提出とします。 電話や口頭での意見は受付しませんのでご了承願います。

意見書受付期間:期限は定めず、随時募集します。

意見書提出先

- 〒035-8686 むつ市中央一丁目8番1号 むつ市都市整備部都市計画課 都市計画グループ
- Eメール: toshikeikaku@city.mutsu.lg.jp